

警報発令・災害による大会運営について

(防災気象情報の変更に伴い、表記を一部改訂)

令和 8 年 9 月 1 日

県高体連柔道部 部長
岡 本 勇 人
(県立尼崎北高等学校長)

(緊急時対応本部の設置)

- 1 各地区委員長は、大会当日 6 時 3 0 分の段階で、委員長に連絡をとり、各地区の現状を報告する。
- 2 委員長はこれを受け、必要と判断した場合は、緊急に部長・執行部を招集し、その後の運営について緊急時対応本部(以下本部とする)を開設する。警報発令に該当する地区代表顧問は当該地区に残り、本部との連絡を密にとりながら、情報収集に努める。
(各地区副委員長の任務)
 - (1) 交通手段
 - (2) 会場までの移動時間(各地区の交通手段の把握)
 - (3) 環境全般等の掌握
- 3 大会運営については、本部で決定した内容を最終決定とし、主旨内容を各地区代表顧問より、速やかに各校顧問に連絡する。

(警報発令・災害時の大会運営に関するガイドライン)

兵庫県(大会開催地区)に、**警報レベル 3 以上の「大雨・河川氾濫・土砂災害・(*高潮は除く)または、暴風・大雪・暴風雪」**のいずれかが警報発令されている場合は、原則として、次のように処置をとるものとする。

但し、遠隔の一部地域に警報が発令され、その地域の出場校・選手が会場近辺に宿泊している場合は、この限りではない。

- (1) 午前 6 時 3 0 分現在、上記の警報が発令されている場合、選手並びに関係生徒は自宅待機とし、その後の関係情報に注意し、関係者(顧問等)との連絡体制を整える。
- (2) 午前 6 時 3 0 分現在、上記の警報が解除されている場合、予定通り大会を開催する。
但し、交通機関等の状況により遅延の可能性がある場合は、地区代表顧問は速やかにその旨を委員長に申し出ること。これを受け、委員長は、上記本部を立ち上げ、運営について決定する。
- (3) 午前 9 時現在、上記の警報が解除されている場合、12 時より開会式をおこない、大会を開催する。
但し、交通機関等の状況により遅延の可能性がある場合は、地区代表顧問は速やかにその旨を委員長に申し出ること。これを受け、委員長は、上記本部を立ち上げ、運営について決定する。
* 午前 6 時 3 0 分以降に警報が発令された場合も同じである。
- (4) その他の災害については、状況に応じ本部で決定する。

(警報発令・災害時による大会中止の回復)

警報発令・災害等により大会が中止となった場合、次の措置をとる。

- (1) 大会期間中の部分的な中止については、本部を設置し、選手に無理のない範囲で他の日に割り振り、可能な限り、大会期間中に実施する。それでも回復できない場合、本部で検討し、関係者に速やかに連絡する。